

帰還困難区域（大熊町）所在の申立人らの自宅内にある高額家財（ピアノ、着物、箏箏、ひな人形、兜、鯉のぼり等計20点）及び農機具（トラクター）の財物損害について、写真や申立人らの説明等を踏まえ、それぞれ申立人らの主張する購入金額の2割又は東京電力の自認する額（ただし、それらの合計額から既払金20万円を除く。）が賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1及び同X2(以下総称して「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1 財物損害(家財) | 274万1000円 |
| 2 諸費用(使い捨てカメラ代) | 2万0563円 |

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目についての和解金として、金276万1563円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年10月13日

(仲介委員 山下 純司)